

様式第2号（政務活動実施報告書）

令和元年 8月 1日

井原市議会議長  
坊野 公治 様

井原市議会議員 宮地 俊則

下記のとおり政務活動を実施しましたので、報告します。

記

1. 実施期間	令和元年7月25日（木）～7月26日（金）
2. 研修会等の開催地 または視察、要請・ 陳情活動先	開催場所：両日ともに東京都アットビジネスセンター 池袋駅前別館803号室
3. 研修会等の名称 または視察、要請・ 陳情活動内容	7月25日（木）10:00～17:00 研修名：自治体環境行政の取り組みと課題  7月26日（金）10:00～17:00 研修名：地域活性化のための行政戦略
4. 研修会等の講師名 または視察、要請・ 陳情活動先の担当者 名	講師 7月25日：田中 充氏（法政大学教授）  7月26日：中西 穂高氏（帝京大学教授・元高知県副知事）
5. 活動内容	別紙のとおり

1. 報告書は、政務活動終了後2週間以内に提出すること。
2. 活動内容欄のスペースが足りない場合は、任意の様式により活動内容を取りまとめ、活動内容欄へは、「別添のとおり」と記載すること。

## 5. 活動内容 {講座内容}

### ○自治体環境行政の取り組みと課題

#### 1. 環境行政の枠組みと政策法務

- (1) 環境行政の基本的枠組み—環境保全の法・条例の体系
- (2) 環境行政分野の計画—環境基本計画、温暖化対策計画等
- (3) 環境政策の基本原則と施策手法：SDGs等

#### 2. 廃棄物・資源循環型社会づくりの課題

- (1) 循環型社会の基本構成—自然循環と人工循環
- (2) 循環型社会の法体系
- (3) 資源循環と廃棄物処理の課題
- (4) 地域の資源循環3R：リデュース、リユース、リサイクル

#### 3. 低炭素社会に向けたエネルギー・温暖化対策

- (1) 気候変動の要因と将来予測—気温上昇の将来予測
- (2) 気候変動による自然・社会への影響
- (3) COP21パリ協定の概要
- (4) 気候変動の緩和策・エネルギー対策と適応策：対策の枠組みと事例

## 所感

初めに、環境問題に関して地方自治体が直面している様々な課題について説明を受けた。次に、これらに対する環境行政の基本的枠組み、すなわち環境保全のために、法律や条例の観点からどのような解釈・考え方をすればよいのかを分かり易く学んだ。

環境行政とは、一言でいえば持続可能な社会の構築が目的であり、そのためには低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を目指さなければならない。

平成23年に最終改正された環境基本法の主旨説明の後、これを地方自治体で条例化された二つの具体例を示された。一つは、市民が安全で健康かつ快適な環境を享受する権利の実現を理念とした『川崎市環境基本条例』。もう一つは、『京都市地球温暖化対策条例』であるが、数値目標や期限を細かく定めて毎年度報告することを義務付け、市民のみならず観光客にまでその責務を求めたところは、大変興味深いものであった。

環境保全にかかる計画はいくつもあるが、それに実効性を持たせるためには、何より計画したら必ずその実施状況をチェックし見直すことが必要である。

後半の講義では、廃棄物・資源循環型社会づくりの課題と題して、より具体的に課題と対策を学んだ。

これまではごみの排出を減らせば良いと考えていたが、それぞれ具体的な別角度から目標値を決める考え方がある、ということに気づいた。それは①**資源生産性** ②**循環利用率** ③**最終処分量**である。

目標 2025 年度の循環型社会基本計画で見ると、

- ① **資源生産性**は一定量当たりの天然資源等投入量から生じる国内総生産 (GDP) を算出したもので、より少ない資源をどれだけ有効に使っているかを表すもので、  
2000 年度 24 万円/トンに対し、2025 年度 49 万円/トン (+102%)
- ② **循環利用率**は天然資源投入量のうち、どれだけ循環利用 (再利用・再生利用) されたかを表すもので、  
入口側が 2000 年度 10% に対し、2025 年度 18% (+8 ポイント)  
出口側が 2000 年度 36% に対し、2025 年度 47% (+11 ポイント)
- ③ **最終処分量**は廃棄物の最終処分の埋め立て量で、  
2000 年度 5700 万トンに対し、2025 年度 1300 万トン (-77%)

というように計画目標を達成するための対象がより明確になり、施策もより具体的なものが見えてくる。

これをもっと分かり易く言うと、環境保全に向けて、

- ① 限りある資源の消費をできるだけ抑制すること
- ② 消費する資源もできる限り再生・循環すること (リデュース・リデュース・リサイクル)
- ③ 最終処分 (埋め立て) する量を最小限にすること  
これに尽きると思う。

しかし、廃棄物処理の現状をデータから見ると、国レベルではごみの総量は減少しているもののリサイクル率は横ばいとなっており、不法投棄も国レベルでは減ってきているが、地方の中山間地での投棄はいまだに多く、毎月、不法投棄の巡視をしている私の実感としてはますます増加しているように思われる。

また、地域の資源循環においても 3R (リデュース、リユース、リサイクル) の自治体間格差が大きく、これらは今後の課題ではあるが、逆に自治体に本気でやる気があれば、ごみはまだまだ減らすことができるのではないかと感じた。

さらに全体を通じて、これからは特にリデュースが重要であると痛感した。

この度の講座で、これからの地方自治体における環境行政の在り方が少し分かってきたように思う。そしてまた、官民挙げてこのことについて今一度考えなければならない時期に来ていると強く感じさせられた講義だった。

## ○地域活性化のための行政戦略

1. 地域活性化とは何か？（活性化には2種類ある）
2. 地域活性化政策のパラダイム変化（主役が変わった）
3. 地域をマネジメントする（官民の境界を超える）
4. どの地域でもできる地域活性化（行政アウトソーシングの活用）
5. 地域資源の見つけ方（活用事例から探る）
6. 地域技術の発展（地場の技術が最先端に進化）
7. 働き方改革は地域活性化のチャンス（テレワークの活用）
8. 地域活性化に大学を利用する
9. コンパクトシティと地方都市の新しいかたち
10. 四国八十八箇所お遍路に見る「心をつかむ」戦略
11. 住民と地域活性化の関わり（新しい計画策定手法）
12. 地方創生への対応（消滅しないために）
13. 地域活性化戦略

## 所感

地域活性化と一言で言われているが、二つの意味がある。一つは地域経済活性化で経済指標などの数値で測定できるもの、もう一つは地域住民の活動の活発化であり、数値で示すことが困難なものである。

地域活性化の歴史はさまざまな制度や法律の変遷をたどっている。1960～70年代は国土の均衡ある開発発展を目的として新産業都市制度や

井原市でもしきりに「備後工特」と言われていた、工業整備特別地域制度である。1972年には工業再配置促進法が制定され、工場の地方への移転が促進された。その後、1980～90年代は筑波に代表されるテクノポリスの集積が進められた。

これらは、90年まで「地域振興」と言われていたが、90年の「過疎地域活性化特別措置法」制定以降、「地域活性化」という言葉が使われるようになった。

さらに90年代後半になると、地域の産業資源を有効に活用した地域産業の自律的発展が求められるようになり、考え方も大きく変わった。つまり、これまで国が計画し主導してきたものを、地方が計画し推進するやり方に方針転換したのである。

講義ではこの後、行政業務を地域にアウトソーシング（民間委託）することによる地域活性化の成功・失敗の具体事例を説明された。そして、その効果や成果、今後の課題なども分かり易く示された。

地域活性化はどの地域でも可能であるとのことで、要は地域資源の見つけ方であり、付加価値を付けた利用方法であるとのことであった。

事例は興味深いものばかりで、なるほどと感心しきりで、本市に置き換えてみるとどうなるか？と自問ばかりしていた。

和歌山のブランド化された梅干し（南高梅）、山口県美祢市の売れない工業団地への刑務所誘致、徳島県上勝町のお年寄りによる葉っぱビジネス、夕日の美しささえも地域ブランドにした指宿市など、数限りなくある。

地域活性化のためには、今進められている働き方改革をチャンスと捉え、テレワークを上手に活用して地域活性化につなげていくことが提案された。そのほか、大学を活用した活性化や、産学官連携やコンパクトシティによる活性化など、既成概念にとらわれない様々なやり方での活性化があることを改めて確認することのできた充実した講座だった。